

健康保険被扶養者確認届

※健保記入欄

1次確認	2次確認	担当者

太枠内をご記入のうえ、添付書類をホチキス留めして事務担当者の方へご提出ください。

◆被保険者

記号一番号	—	氏 名	
-------	---	-----	--

配偶者の有無
(該当する方に○)

有 ・ 無

必ずどちらかを記入してください

◆対象となる被扶養者

(フリガナ) 被扶養者氏名	続柄	生年月日	認定日	継続して扶養している場合に記入			すでに扶養からはずれている場合に記入	
				住居について	月平均収入額	職業	扶養をはずれた日	扶養をはずれた理由
				☐ 同居 ☐ 別居 { ☐ 単身赴任 ☐ その他 }	円		平成 令和	年 月 日 理由
				☐ 同居 ☐ 別居 { ☐ 単身赴任 ☐ その他 }	円		平成 令和	年 月 日 理由
				☐ 同居 ☐ 別居 { ☐ 単身赴任 ☐ その他 }	円		平成 令和	年 月 日 理由
				☐ 同居 ☐ 別居 { ☐ 単身赴任 ☐ その他 }	円		平成 令和	年 月 日 理由
				☐ 同居 ☐ 別居 { ☐ 単身赴任 ☐ その他 }	円		平成 令和	年 月 日 理由

扶養を継続している場合

扶養からはずれている場合

事業所所在地	〒 —
事業所名称	
事業主氏名	

状況により添付書類が必要となります
裏面の《必要な添付書類》をご確認ください。

保険証を添付

事業所所在地・名称、事業主氏名をご記載のうえ、一緒に提出

受付日付印

※扶養削除する場合、ご記載ください。

確認届のご提出がない場合、令和4年1月1日より対象の被扶養者の健康保険証が無効となります。

《 必要な添付書類 》

対象者	添付書類
子・配偶者	●被保険者と別居している場合 →送金証明（直近3ヶ月分） ※「単身赴任」による別居の場合には不要です ●年金受給者 →直近の年金振込通知書の写し
兄・弟・姉・妹・孫 父母・祖父母	●被保険者と別居している場合 →送金証明（直近3ヶ月分）、住民票（世帯全員記載） ●別居先に同居人がいる場合 →同居人の令和4年度所得証明書（課税証明書） ●年金受給者 →直近の年金振込通知書の写し
義父母・おじ・おば・ 甥・姪・義兄弟姉妹 （同居が条件）	●いずれの場合も必須 →住民票（世帯全員記載） ●年金受給者 →直近の年金振込通知書の写し
削除に該当（全ての続柄共通）	保険証（対象の被扶養者分）

※添付書類はお返しできませんので、必要な場合はコピーを提出してください。

※個人番号（マイナンバー）を使用して所得情報を確認させていただいております。当組合に個人番号（マイナンバー）の登録がない等、一部対象者の方は所得証明書の提出をお願いする場合があります。

※所得証明書（課税証明書）が発行されない場合は、「非課税証明書」を添付してください。

※住民票・所得証明書は、発行後3ヶ月以内のものに限ります。

※R4年度の所得証明書（R3年中の収入）において、新型コロナウイルスワクチン接種業務によって収入が超過した方については、特例により、削除対象から除かれます。対象者は「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書」を当組合ホームページよりダウンロードし、添付してください。

《 被扶養者の基準 》

	継続して加入できる人
収入基準	・年収130万円未満 ※60歳以上または障害年金受給者は、年収180万円未満 ・被保険者の収入の2分の1未満 ※別居の場合は、被保険者からの送金金額未満
資格	・他の健康保険に加入していない
その他	・被保険者の収入により、生計を維持されている ・夫婦共に収入がある場合、被保険者の方が収入が高いこと（対象者の続柄が子の場合） ※夫婦共同扶養の考え方は「被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、被保険者の年間収入（過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入の見込んだもの）が多い方の被扶養者とする。（令和3年4月30日・保保発0430第2号・保国発0430第1号）」とされています。 ・日本国内に住所を有している または、海外に住所を有するが「例外要件」に該当している ※例外要件については、当組合のホームページをご確認ください

その他再認定に関する詳細は当組合ホームページをご確認ください。

☆詳細:HOME>事業所へのお知らせ>令和4年度被扶養者再認定を実施いたします



詳細はこちら